

事務連絡  
令和5年6月27日

漁業技能実習事業協議会構成員  
漁業特定技能協議会構成員 各位

漁業技能実習事業協議会事務局  
漁業特定技能協議会事務局  
(水産庁漁政部企画課)

漁業・養殖業における外国人材の安全対策等の周知徹底について（注意喚起）

漁業・養殖業における技能実習生や特定技能外国人等、外国人材の安全対策については、これまでも協議会等で議題としてきており、漁船漁業の技能実習生については、令和4年10月7日付け事務連絡による注意喚起をしているところですが、その後も外国人材の漁労作業中の事故（機械への巻き込まれ事故、海中転落による死亡事故等）が、相次いで発生しております。

これらのうち、海中転落死亡事故では、ライフジャケットを着用していなかった事例が確認されております。

海難事故を防止するためには、発航前検査や気象・海象情報の事前確認に加え、作業中の安全確保、ライフジャケットの着用などを確実に実施し、安全対策の徹底を図ることが極めて重要です。

特に、ライフジャケットの着用につきましては、小型船舶での着用が義務付けられているにも関わらず、未着用による死亡事故が絶えないのは、遺憾と言わざるを得ません。

つきましては、下記について貴管下の技能実習実施者、技能実習関係者、特定技能関係者に周知・指導していただきますようお願いいたします。

#### 記

1. 気象・海象情報の事前確認  
発航前には、気象情報等を十分に確認するとともに、荒天時の出航は避けるなど、無理のない航海計画や操業計画を立ててください。
2. 航海・操業時の安全確保

航海・操業時は常に周囲の見張りを励行するとともに、漁労作業中の乗組員（20トン未満の小型漁船の乗組員を含む。）に対するヘルメット等の保護具、ライフジャケット等の着用を徹底させてください。

特に、20トン未満の小型漁船については、暴露甲板上にいる全ての乗船者にライフジャケットの着用を徹底させてください。

また、天候の変化に関する情報等を常時入手し、事故や遭難等が生じる危険性がある場合には、操業を中止し安全確保を最優先としてください。

荒天時には、重量物の固定やドア・ハッチなど開口部の閉鎖などを行い、重心を安定させ、船の復元性を確保することが転覆防止につながります。

### 3. 配乗人数の遵守の徹底

漁船漁業の技能実習においては、適正な実習の実施及び海上作業の安全を確保する観点から、技能実習生の人数は、漁船一隻あたり、技能実習生を除く乗組員の人数の範囲内等と定められています。加えて、経験の浅い技能実習生を独りで作業に従事させないようにし、技能実習指導員の下で計画に沿って実習させること、技能実習生に対し安全教育を徹底すること等を、いま一度ご確認いただきますようお願いいたします。

また、特定技能外国人材においても、日本人船員の確保・育成とともに漁船内の秩序維持及び漁船の安全性確保を図ることが肝要との観点から、外国人材の配乗人数に関する漁業特定技能協議会の漁業分科会申し合わせにより、漁船一隻あたりの外国人材の配乗人数を定めているところです。本件につきましても、いま一度ご確認をいただき、申し合わせが適切に遵守されるよう最大限のご努力をお願いいたします。

以上